

「きぼう」での静電浮遊炉を利用した有償利用制度契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)及び●●●●(以下「利用者」という。)は、国際宇宙ステーション(以下「ISS」という。)日本実験棟「きぼう」(以下「きぼう」という。)において機構が運用する静電浮遊炉(以下「ELF」という。)を利用した宇宙実験の有償利用制度(以下「本制度」という。)に関し、以下の各条のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (用語の定義)

本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。(ただし、別紙1に定める国際宇宙ステーション契約に関する特約条項においては、同特約第2条に定める定義を適用する)(1)「国際宇宙ステーション計画」とは、ISSに関する協定の締約国間で策定された国際宇宙ステーション(「きぼう」を含む。)の開発、運用及び利用等に関する計画を総称している。

- (2) 「ISSに関する協定」とは、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」をいう。
- (3) 「了解覚書」とは、ISSのための協力に関する米国航空宇宙局(以下「NASA」という。)と他の宇宙機関(カナダ宇宙庁、欧州宇宙機関、日本国政府及びロシア連邦政府)との間の各覚書をいう。
- (4) 「実施取決め」とは、了解覚書を実施するためのNASAと他の協力機関との間の二者間又は多数者間の取決めをいう。
- (5) 「関係者」とは、次に掲げる者を総称している。
 - ① ISS参加国
 - ② 機構、ISS参加国又は利用者との契約者又はその下請契約者(あらゆる段階の下請契約者を含む。以下同じ。)
 - ③ 機構、ISS参加国又は利用者にとっての利用者又は顧客(あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。以下同じ。)
 - ④ 機構、ISS参加国又は利用者にとっての利用者又は顧客との契約者又はその下請契約者
 - ⑤ 機構、ISS参加国又は利用者にとっての自己の学生、研修生及び雇用関係にない外来の研究者等
- (6) 「ISS参加国」とは、日本、アメリカ合衆国、カナダ、ロシア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス及びその他利用者による本実験の実施時にISSに関する協定の効力が生じている機構以外の全ての締約国及びその協力機関をいう。

- (7) 「ELF」とは、機構が開発し、「きぼう」船内に設置され、試料を溶融し、宇宙実験データの取得を行う装置をいう。
- (8) 「試料」とは、第 2 条第 1 項に定める利用者が用意し、ELF により溶融し宇宙実験データの取得を行う材料をいう。
- (9) 「宇宙実験」とは、「きぼう」に設置された ELF により、利用者が用意する試料を溶融して行う実験をいう。
- (10) 「宇宙実験データ」とは、宇宙実験により取得された試料の状態データ(試料の温度、宇宙実験中の試料外郭の映像データ等)及び実験環境データ(装置稼働データや雰囲気データ(気圧、ガス種)など)をいう。
- (11) 「地上回収試料」とは、利用者が必要とする場合、機構が宇宙実験後の試料を地上に帰還させ、地上で回収したものをいう。
- (12) 「反社会的勢力」とは、次に掲げる者をいう。

本契約において、反社会的勢力とは、以下に定める者をいう。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に定義される暴力団(以下同じ。)
 - ② 暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員(以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑧ 特殊知能暴力集団
 - ⑨ 暴力団密接関係者
 - ⑩ その他上記①乃至⑨に準ずる暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人者
 - ⑪ 上記①乃至⑩に該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - ⑫ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (13) 「準備フェーズ」とは、本契約締結後から第 5 条第 1 項 1 号に定める利用者からの試料の受領が完了するまでの期間をいう。
 - (14) 「実施フェーズ」とは、第 5 条第 1 項 2 号に定める宇宙実験の開始から第 23 条に定める本契約が終了するまでの期間をいう。

第 2 条 (目的及び適用範囲)

- 1. 利用者は、利用者が用意する試料「●●●●」(以下「試料」という。)の ISS(「きぼう」を含む。以下本条において同じ。)への輸送、「きぼう」において機構が運用する ELF に係る宇宙実験、

地上への回収及びこれらに付帯する業務を、機構が有償で実施する本制度を利用するため（以下「宇宙実験の実施目的」という。）、本契約を締結する。

2. 本契約は、試料の「きぼう」における宇宙実験実施時期等に係る調整、試料の安全性及び搭載性の確認、試料の宇宙輸送機への搭載準備及び搭載、試料の ISS への輸送、「きぼう」における宇宙実験の実施、ISS から地上への帰還及び地上での回収並びにこれらに付帯する業務について適用し、利用者が行う試料の用意、機構への試料の引渡しのための輸送並びに第 5 条に定める機構が実施する作業の完了後に利用者が行う活動等（これらのために行う試験及び実験を含む。）には適用しない。

第 3 条（利用者の表明及び保証）

1. 利用者は、以下の各号の事由が真実かつ正確であることを、機構に対し、表明及び保証する。
 - (1) 利用者は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
 - (2) 利用者は、本契約を履行するために必要な技術的能力及び経済的能力を有していること。
 - (3) 利用者は、民事再生法及び会社更生法による再生若しくは更生手続中でないこと。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがないこと、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て又は公租公課の滞納処分を受けていないこと、その他信用状態の著しい悪化を生じていないこと。
 - (4) 利用者による本制度の利用に関し、法令違反、知的財産権等の権利侵害又は契約上の義務違反がなく、また、第三者からかかる違反などの申告がないこと。
 - (5) 利用者は、反社会的勢力ではなく、利用者と反社会的勢力との間に利用者が知る限りにおいて過去若しくは本契約締結日現在又は直接若しくは間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係又は交流がなく、また、利用者において、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者が役員に選任され、従業員として雇用され又は経営に関与している事実がないこと。
 - (6) 利用者の解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、利用者による本契約の義務の履行が著しく困難になったと見込まれないこと。
 - (7) 利用者は、国又は機構から競争参加資格の停止措置を受けておらず又は受ける恐れがないこと。
2. 利用者は、本契約に定める利用者の義務の一部を海外機関等に履行させる場合、次の条件に該当する者が利用者及び当該海外機関等の役員及び従業員にはいないことを、機構に対し、表明及び保証する。
 - (1) 海外機関等が、安全保障貿易管理に関する法令等に基づく国連武器禁輸国若しくは地域の者又は懸念国に該当する国若しくは地域の者
 - (2) 安全保障貿易管理に関する法令等に基づき、機構の技術情報の提供ができない者
3. 利用者は、本制度が国際協力のもと運営されているプログラムであることを踏まえ、宇宙実験

の実施目的が、その趣旨に沿った内容であることとともに、第 6 条に定める試料の用意、機構への引渡し、機構へ提出する宇宙実験の運用計画その他試料に関する利用者の義務の履行及び利用者による本制度の利用が以下の各号の忌避事項に該当するものでないことを、機構に対し、表明及び保証する。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 宇宙基本法(平成 20 年 5 月 28 日法律第 43 号)第 2 条の宇宙の平和的利用に関する基本理念に反すること。
- (3) 政治又は宗教活動を目的とすること。
- (4) 条約、法律、法律に基づく命令、条例、規則その他制限に違反する行為を行うこと。
- (5) 賭博・ギャンブル等射幸心を煽ること又はそれらに類すること。
- (6) 商業活動において、消費者等に損害を与える恐れのあること又は暴利をむさぼる恐れのあること。

第 4 条（本作業の実施スケジュール）

1. 機構は、利用者の要請に従って可及的速やかに、第 5 条 1 項に示す本作業の実施スケジュールを利用者に提示する。
2. 機構は、前項の実施スケジュールが変更された場合（変更される蓋然性が高いことが判明した場合を含む。）は、これを利用者に通知するとともに、利用者の要請に応じて、その解決策・代替策等のその後の対応について利用者と協議する。

第 5 条（機構が実施する作業内容）

1. 機構は、利用者のために、以下に定める作業（当該作業に付随又は関連する作業と併せ、以下「本作業」と総称する。）を実施する。
 - (1) 準備フェーズ
 - ① 打上げ時の環境条件、試料の提供及び宇宙実験に係る条件並びに安全要求等、技術要求の提示
 - ② 打上げスケジュール及び宇宙実験スケジュール等のマイルストーンの提示
 - ③ 必要な時期に宇宙実験を実施するために必要な打上げリソース等の確保
 - ④ 利用者からの試料の受領
 - (2) 実施フェーズ
 - ① 宇宙実験の準備
 - i. 適合性試験（レーザー適合性試験、帯電特性試験等）による試料の安全性及び搭載性の確認
 - ii. 試料の受領から宇宙実験の実施及び地上回収までに必要となるハードウェア（試料ホルダ、CTB（物資輸送用バッグ）及び梱包材）の準備
 - iii. 引渡しを受けた試料の実験用試料への成型及び打ち上げ用の梱包

- iv. 梱包した試料の CTB への収納(以下、試料が収納された CTB を「本件 CTB」という。)
 - v. 射場への本件 CTB の輸送
 - vi. 宇宙輸送機側への本件 CTB の引渡し(試料の宇宙輸送機への搭載準備及び搭載を含む。)
 - vii. 試料の ISS への打上げ
 - viii. 試料の ISS(「きぼう」)への輸送
- ② 「きぼう」における宇宙実験の運用
- i. 地上局による宇宙実験の運用(ELF 運用及び実験運用に係る手順書等の作成並びにクルー及び地上運用要員の訓練を含む。)
 - ii. 宇宙実験データのテレメトリの地上へのダウンリンク
 - iii. 宇宙実験データの利用者への引渡し
- ③ 宇宙実験終了後
- i. 宇宙実験を実施した試料(一部又は全部)の地上への帰還及び地上での回収
 - ii. 地上での回収が不要な試料の付属品(例:試料の梱包材一部又は全部)の廃棄
 - iii. 地上回収試料の利用者への引渡し
2. 機構は、宇宙実験データの取得及び試料を回収するために合理的な努力を払うものとする。また、機構は同データ及び試料が全て得られない又は一部しか得られない場合でも、再度の実験の実施その他本作業の一部又は全部をやり直す義務を負うものではない。
3. 前項で定める事項以外の作業の実施を、利用者が機構に対して求めるときは、その追加作業の内容、時期等について機構及び利用者で合意し、本契約を改訂の上、実施するものとする。その場合、利用者は、機構に対して機構と利用者の間で事前に合意した追加作業分の料金を支払わなければならない。

第 6 条 (利用者が実施する作業内容)

1. 利用者は、以下の各項に定める作業を行うものとする。機構による前条に定める本作業の実施は、そのために必要な本条に定める作業を利用者が実施することを前提条件とする。
2. 利用者は、自らの責任と費用負担で実施する試料の用意のための作業において、機構の提示する技術要求の諸条件に従って、用意しなければならない。
3. 利用者は、自らの責任と費用負担で、機構の指定する期日までに、試料の用意を行い、機構に試料を引き渡さなければならない。引き渡す場所は、機構の筑波宇宙センター又は機構の指定する場所とする。
4. 宇宙実験後の試料の回収を必要とする場合、利用者は、自らの責任と費用負担で、機構の指定する期日までに、機構が回収した試料を引き取らなければならない。引き渡す場所は、機構の筑波宇宙センター又は機構の指定する場所とする。

第 7 条（利用者の了解事項等）

1. 試料の機構への引渡しまでの輸送を含め、利用者が行う、試料の用意作業において、利用者は、第三者に対して、機構に責任があると誤認させる表現又は表示等をしてはならない。
2. 利用者は、利用者による本制度の利用により得られた成果を用いて利用者が開発、製造、販売又は提供する製品やサービスの品質又は性能等について、機構が何らの保証をするものでもないことを十分認識し、機構が何らかの保証をしていると誤解を与える表現又は表示等を行ってはならない。
3. 利用者は、本契約の実施に関し、以下の各号について予め了解する。
 - (1) 利用者は、機構が実施するアンケート等の調査に協力すること。
 - (2) 利用者が、本契約の実施によって得られた実験結果及び成果を、第 16 条に基づき公表する場合には、機構が提供する本制度により得られたものであることを明示すること。

第 8 条（作業の委託及び関係者参加時の措置）

1. 機構は、第 5 条に定める本作業の一部を第三者に委託することができる。その場合、機構は、委託した第三者に対して、第 15 条に定める秘密保持義務を含め、機構が本契約に従って負う義務と同一の義務を課すものとし、且つ、本契約を遵守させるために必要な措置を機構の責任と費用負担にて講じなければならないものとする。また、利用者及び利用者の関係者に対する委託した第三者の責任は機構がすべて負うものとする。
2. 利用者は、第 6 条に定める作業の一部を第三者に委託することができる。利用者は、委託した第三者のほか、自己の役員及び職員、自己の学生、研修生及び雇用関係にない外来の研修者等を参加させるときは、これらの者に対して、第 15 条に定める秘密保持義務を含め、利用者が本契約に従って負う義務と同一の義務を課すものとし、且つ、本契約を遵守させるために必要な措置を利用者の責任と費用負担にて講じなければならないものとする。また、機構及び機構の関係者に対するこれらの者の責任は利用者がすべて負うものとする。

第 9 条（利用料金の支払）

1. 利用者は、試料(●種類●個)を対象とした本作業の実施により、宇宙実験データ及び地上回収試料(一部又は全部)が得られた場合の対価として、以下の利用料金(本契約において「本利用料金」という。)を支払わなければならない。
¥●●●● (消費税込み)
2. 利用者は、機構に対し、前項に定める本利用料金を、本契約締結後に機構が発行する請求書に基づき、請求書の受領日の翌日から起算して 30 日以内(以下、かかる 30 日以内の期間を「支払約定期間」という。)に機構が指定する銀行口座に振込送金する方法にて支払うものとする。当該支払いは日本円で行い、銀行送金に要する料金は、利用者の負担とする。

第 10 条（実施期間の延長）

1. 機構は、以下の事由が発生したときは、本契約（本作業及び第 6 条に定める利用者の作業を含む。以下、本条において同じ。）の実施期間を延長することができる。
 - (1) 試料の用意の状況から、著しい作業遅延等により予定した時期に宇宙実験の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したとき。
 - (2) 試料の安全性及び搭載性の評価結果から、予定した時期に宇宙実験の実施が不可能又は著しく困難であると判明したとき。
 - (3) 利用者の理由を付した第 6 条に定める利用者の作業の実施期間の延長の申し出があり、機構が妥当と判断したとき。
 - (4) 機構の責に帰すことができない事由による ISS 計画の変更又は技術的な事由その他当初予測できなかった事由が発生したことにより、本作業の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したとき。
 - (5) 機構の責に帰すことができない事由による機構の事業計画の変更、予算の縮減又は組織変更が生じたことにより、本作業の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したとき。
 - (6) 機構の責に帰すことができない事由により、実験機材、宇宙輸送機その他の機器又は設備等の不具合、その他技術的又は物理的な問題が発生したことにより、本作業の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したとき。
 - (7) 試料の滅失若しくは毀損又はその性状の変化若しくは劣化又は不適な状態となったことにより、本作業の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したとき。
 - (8) 天災地変、紛争その他当事者の責に帰すことができないやむを得ない事由が発生したことにより、本契約の実施期間を延長する必要性が生じたとき。
2. 前項により本契約の実施期間を延長したときは、機構は、試料の ISS への打上げ及び宇宙実験を含む本作業を遂行するために別の機会の確保に努めるものとする。
3. 前項により新たに確保した打上げ及び宇宙実験の機会では、利用者が本契約を継続することを望まないときは、第 11 条第 3 項の規定により、本契約を解約するものとする。
4. 前第 1 項 1 号から 3 号の理由により本契約の実施期間を延長した場合、利用者は、機構と利用者間で事前に合意した延長作業分の追加料金を、機構の請求に基づき、機構に支払わなければならない。
5. 前第 1 項 4 号から 8 号の理由により本契約の実施期間を延長した場合、機構は、延期に要した自らの追加料金について利用者に請求を行わない。

第 11 条（本契約の解約又は解除）

1. 機構は、前条第 1 項に掲げる事由に基づいて本契約の実施期間を延長した後も、本契約の実施が不可能又は著しく困難になったと判断した場合、その後の対応を利用者と協議するものとし、合理的な期間内に当該協議による合意に至らない場合、機構及び利用者は、相手方当事者に対する書面による通知により、本契約を解約することができる。この場合、機構は、

- 利用者から既に受領済みの金額から解約までに実施した作業分を控除した残額を返還する。
2. 前項に関わらず、前条第 1 項に掲げる事由に基づいて本契約の遂行が直ちに不可能または著しく困難となる特段の事情があるとして、機構及び利用者が別途合意する場合には、機構及び利用者は、相手方当事者に対する書面による通知により、本契約の実施期間を延長することなく解約することができる。この場合、機構は利用者から既に本利用料金を受領済の場合、解約までに実施した作業分を受領済みの金額から控除した残額を返還する。
 3. 機構及び利用者は、以下に掲げる事由が生じた場合、相手方に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。機構及び利用者は、かかる事由により損害を被ったときは、第 13 条に明示的に定める場合を除き、相手方にその損害分の賠償を請求することができる。また、利用者から既に本利用料金を受領済みの場合で、機構の責に帰すべき事由が生じた場合、機構は、本利用料金の全額を返還することとし、利用者の責に帰すべき事由が生じた場合、機構は、受領済みの本利用料金の返還は行わないこととする。
 - (1) 相手方が本契約の締結において、虚偽の申告をし、その他本契約の実施に関し、不正又は不当な行為をしたとき
 - (2) 相手方に本契約上の義務の違反(軽微な義務の違反を除く。)があったとき
 - (3) 相手方が前二号に定める事由と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき
 - (4) 第 3 条に定める利用者の表明及び保証が重要な点において真実且つ正確ではなかったとき
 - (5) 利用者について、解散、清算又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類する手続開始の申立てがなされたとき
 - (6) 利用者が支払停止若しくは支払不能の状態になったとき、仮差押、強制執行、競売等の申立て、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受けたとき、あるいはこれらのおそれが生じたとき
 - (7) 宇宙実験の実施に必要な知的財産権の侵害等、違法行為がある旨の申し立てが第三者より利用者に対してなされたとき
 4. 機構は、利用者が機構に本契約の解約を求め、それがやむを得ない事由によるものと判断した場合、本契約を解約する。この場合、利用者は、機構に対し本利用料金を全額負担するものとし、機構は、受領済みの本利用料金の返還は行わない。但し、機構が特に負担免除を認めた場合は、この限りでない。
 5. 機構は、本契約を解約又は解除した場合、以後、本作業を実施又は継続する義務を免れるものとし、本契約の解約又は解除に関し、利用者に対し一切責任を負わない。

第 12 条 (解約又は解除に伴う利用者物品の引取り)

1. 第 10 条第 1 項 1 号から 3 号に定める事由に起因して予定した時期に宇宙実験の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したことにより第 11 条第 1 項、第 11 条第 2 項(1 号から 3 号については利用者へ帰責事由がある場合)若しくは第 11 条第 3 項より本契約を解約又は解

除するときに、機構が既に利用者側から試料を受領し、返却可能な場合は、利用者は、機構に対して所有権を放棄することなく、自らの責任と費用負担（既に試料が「きぼう」にある状態のときは、回収にかかる料金（第 11 条第 1 項 3 号に定める返還額を超えない金額とする）を含む）で、機構から地上で回収された試料を引き取らなければならない。

2. 第 10 条第 1 項 4 号から 8 号に定める事由に起因して本作業の実施が不可能又は著しく困難であることが判明したことにより第 11 条第 1 項若しくは第 11 条第 2 項（1 号から 3 号について機構に帰責事由がある場合）により本契約を解約又は解除するときに、機構が既に試料を受領し、返却可能な場合は、機構は利用者に対して試料を返却する。この場合、利用者は、機構に対して所有権を放棄することなく、機構から地上で試料を引き取らなければならない。
3. 前各項の規定にかかわらず、利用者が相当の期間内に試料の引き取りを行わないときは、機構は任意に試料の廃棄等の処分を行うことができる。この場合、機構が廃棄に要した料金（既に試料が「きぼう」にある状態のときは、廃棄又は回収にかかる料金（第 11 条第 1 項 3 号に定める返還額を超えない金額とする。）を含む。）は利用者が負担するものとする。

第 13 条（請求権の放棄）

1. 機構及び利用者は、本契約の実施にあたり、相互に善良なる管理者としての義務を負うものとする。
2. 機構及び利用者は、別紙 1 の特約に定める保護される宇宙作業に該当する活動において生じた、自らの及びその関係者の傷害若しくは死亡又は自らの及び関係者の財産の損害若しくはあらゆる種類の滅失について、相手方又はその関係者の故意による場合を除いて、相手方又はその関係者に対して如何なる請求も行わないこととする。本損害賠償請求の相互放棄は、損害を引き起こす側の人、機関若しくは財産が本契約の下の活動に関与しており、かつ損害を被る側の人、機関若しくは財産が本契約の下の活動に関与することによって引き起こされた場合に限り適用される。
3. 機構及び利用者は、前項の相互放棄に関して、それぞれの関係者（本契約の活動の下に関与する前項第 2 文に定める機関であって本項に定める要求を行うことが法令若しくはそれらの機関との契約等により実現可能であると機構及び利用者が別途確認する範囲に限る。以下本項において同じ。）に対して、契約その他の方法により、本契約に従って行われる活動から生じる傷害、死亡、損害又は滅失を理由として他方当事者及びその関係者に対する全ての請求を放棄することに合意するよう要求することにより、それらの機関にこの損害賠償の相互放棄を拡大することに合意する。
4. 前二項の相互放棄は、次のものには適用されない。
 - (1) 当事者とその関係者の間の又は同一当事者の関係者間の請求
 - (2) 知的所有権に関する請求
 - (3) 自然人、その遺産管理人、遺族又は代位権者が、自然人の傷害又は死亡を理由として起こす請求

- (4) 当事者が自己の関係者に本条と同様の請求権放棄をさせることができなかつたことから生ずる損害についての請求
 - (5) 第 15 条に定める秘密保持義務に違反したことから生ずる損害についての請求
 - (6) 第 18 条第 5 項に定める遵守事項に違反したことから生ずる損害についての請求
 - (7) 前各号に定めるもののほか、別紙 1 の特約に定める保護される宇宙作業に該当しない活動において生ずる損害についての請求
5. 機構は、別紙 1 の特約に定める「保護される宇宙作業」に該当する活動及び第 15 条に定める秘密保持義務に違反する場合を除き、本契約に従って行われる活動に関して、相手方又はその関係者に対し、相手方又は関係者若しくはその役職員の生命、身体又は財産に対する損害若しくはあらゆる種類の滅失について、故意による場合を除いて一切の責任を負わない。

第 14 条（機構の免責事項）

1. 試料の機構への引渡しまでの輸送を含め、利用者が行う、試料の用意作業において、機構は、利用者に対していかなる義務も負わないものとする。なお、これらの活動に際して、利用者、その関係者又は第三者が被った損害又はクレーム等への対応についても、機構は、一切の責任を負わない。
2. 機構は、本契約に定める機構の義務を履行する限りにおいて、試料の正常な運用及び利用並びに試料を利用する利用者の研究開発又は事業活動等、利用者のミッション達成について、なんら保証するものではない。
3. 機構は、本作業のスケジュール遵守、宇宙実験の実施の成否、宇宙実験延期に伴う後続機会の確保、軌道上から試料の回収の成否について何ら保証せず、その他利用者による本制度の利用に関し、いかなる成果が得られることも保証しない。
4. 機構は、提供した軌道上からの回収試料の正確性及び品質について一切保証せず、提供した軌道上からの回収試料の瑕疵又は関連して利用者が被る一切の損害について何ら責任を負うものではない。
5. 機構は、第 5 条第 1 項 2 号で利用者に対して実施する安全性及び搭載性の確認作業において、機構の示した諸条件に不適合であると機構が判断したときは、第 10 条第 1 項第 2 号に基づき、以後の本作業の実施期間を延長することができる。
6. 利用者が、宇宙実験を他の法人、団体又は個人（以下「共同研究等相手先」という。）との共同研究等（共同開発、共同事業を含む。）の一環として実施する場合には、共同研究等相手先と利用者との間の債権債務関係は利用者が一切の責任を負い、機構は、共同研究等相手先に対して、共同研究等相手先方との調整、クレームの対応又は損害賠償等のいかなる責任も負わないものとする。

第 15 条（秘密情報の取扱い）

1. 本契約における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本契約の実施により得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面又は有形無形を問わず、機構及び利用者で秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの
 - (2) 書類、図面、写真、試料、サンプル及び電子媒体等により、相手方から秘密である旨の表示が付されて開示及び交付された情報
 - (3) 相手方から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報
2. 機構及び利用者は、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを第三者に漏洩し又は開示してはならず、本契約以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
- (1) 相手方から知り得る以前に、既に公知であるもの
 - (2) 相手方から知り得た後に、自らの責によらず公知となったもの
 - (3) 相手方から知り得る以前に、既に秘密保持義務を伴わず自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知り得たことを証明できるもの
 - (5) 相手方から知り得た情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの
 - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの
3. 前二項にかかわらず、機構及び利用者は、法令又は裁判若しくは官公庁の命令により、相手方から開示された秘密情報の開示を要請された場合、当該法令又は命令の範囲内で、当該秘密情報を開示できる。この場合、当該開示先に対し可能な限りの秘密保持の措置を講ずるとともに、開示する内容を速やかに開示者に通知する。
4. 機構及び利用者は、相手方による本条に定める秘密保持義務の履行に疑義を生じ、相当の理由を記載した書面を相手方に交付した場合、相手方による当該秘密保持義務の履行を確認するため、報告の聴取等の必要な措置をとることができる。

第 16 条(公表)

1. 機構及び利用者は、前条の秘密保持義務及び本条第 2 項の手続きを遵守の上、本契約に係る情報を公表することができる。
2. 機構及び利用者は、本契約に係る情報の公表を希望する場合、相手方の事業活動に影響を及ぼさないよう、公表内容、時期及び方法をあらかじめ相手方に通知し、相手方の事前の書面による了解を得た場合に限り、当該情報を公表することができる。相手方より公表内容、時期及び方法について用語、表現等の変更に関する要望その他の要請を受けたときは、協議を行うものとする。
3. 第 2 項にかかわらず、機構及び利用者は、相手方に対する事前通知を行うことなく、本制度の利用実績として相手方の名称を公表することができる。

第 17 条（成果の帰属）

1. 本制度の利用により得られた成果及びその知的財産権は、以下に定めるとおり帰属する。
 - (1) 試料の状態データ(試料の温度、宇宙実験中の試料外郭の画像データ等)・・・利用者に帰属
 - (2) 実験環境データ(装置稼働データや雰囲気データ(気圧、ガス種)等)・・・機構に帰属
 - (3) 地上回収試料・・・利用者に帰属
2. 前項の利用者に帰属する成果の権利化等に必要手続きは、利用者が自己の責任と費用負担で行うものとする。
3. 利用者が、本制度の利用により得られた成果を論文や学会等で発表するにあたり、第 1 項第 2 号の実験環境データの引用又は公表を希望する場合、機構は、前条第 2 項に定める公表の手続きに基づき対応するものとする。

第 18 条（撮影の条件及び作業記録映像の取扱い）

1. 利用者が、本契約の実施に際し、機構の施設及び設備その他の機構の財産の映像又は役職員の肖像を含む映像を撮影しようとするときは、以下の条件で撮影することができる。なお、映像の撮影には、動画の記録のほか、静止画の撮影及び録音を含む。
 - (1) 撮影にあたり、事前に撮影目的及び方法を示し、機構の許可を得ていること
 - (2) 被写体が第 15 条で定める秘密情報ではないこと。また、撮影場所に「撮影禁止」「撮影機器持ち込み禁止」等の撮影を禁止する旨の表示が無いこと
 - (3) 宇宙飛行士(機構に所属する宇宙飛行士以外の宇宙飛行士を含む。)を被写体とすることは禁止する
 - (4) 機構の役職員又は関係者を撮影する場合は、本契約の実施に必要な作業と無関係の場面を撮影してはならず、また、無関係な動作等をさせてはならない
 - (5) 利用者の関係者を被写体とする場合であっても、機構の施設内での撮影や、機構の重要な施設及び設備又は役職員が映りこんだ状況においては、本契約の実施と無関係な場面の撮影をしてはならない
2. 利用者は、第 5 条第 1 項 2 号により機構から提供された作業記録映像及び前項により撮影した情報を使用するときは、以下の条件を遵守しなければならない。
 - (1) 作業記録映像、自ら撮影したもの及びそれらの編集及び加工等を行った映像を、使用目的を問わず、一般に公開又は第三者に開示又は提供しようとするときは、あらかじめ機構の許可を得なければならない。許可を受けるにあたっては、当該映像のほか、使用目的及び方法等の企画内容が分かる情報を機構に提供しなければならない。なお、第 5 条第 1 項 2 号により機構が利用者に提供した作業記録映像は、原則として使用目的が利用者の社内利用及び広報活動の場合にのみ許可する。

- (2) 作業記録映像、自ら撮影したもの及びそれらの編集及び加工等を行った映像は、利用者及び利用者の関係者の製品、商品又はサービスの販売促進活動等の企業の広告及び宣伝活動にはいかなる場合も使用することはできない。
3. 前各項の条件に違反していると機構が判断するときは、利用者に対して撮影の許可の取消し又は映像の使用の差し止めを行う。
4. 利用者及び利用者の関係者は、個人的な目的で機構の施設及び設備その他の機構の財産の映像又は役職員の肖像を含む映像を撮影してはならない。
5. 利用者及び利用者の関係者は、事前の許可の有無を問わず、撮影した映像を個人的な目的で出版又はインターネット上への公開など、一般に公開又は第三者に開示及び提供してはならない。

第 19 条（機構の施設、設備及び機器の使用等）

1. 利用者は、本契約を実施するために必要がある場合は、あらかじめ機構の同意を得て、利用者及び利用者の関係者を機構の施設内で本契約に必要な作業を行わせることができる。この場合、利用者は、作業を行う者に、本契約の目的の範囲で、善良なる管理者の注意義務をもって使用させ、施設利用者として従うべき機構の定める安全管理及びセキュリティに関する規程に基づく機構の指示に従い、機構の施設内における秩序を維持し、適切かつ円滑に業務を遂行させるものとする。
2. 利用者は、機構の施設及び設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに機構に報告しなければならない。

第 20 条（輸出管理）

利用者及び機構は、本契約の履行に伴い、相手方から提供された秘密情報及び技術情報を、外国における提供もしくは非居住者（役務通達「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」に該当する居住者（特定類型該当者）を含む）へ提供する場合、事前に相手方に対し提供意向の事実ならびに非居住者及び特定類型該当者の有無を通知の上、外国為替及び外国貿易法（当該法令に対応する諸外国の法令等を含む。以下、併せて「輸出関連法」という。）に従い当該非居住者又は特定類型該当者に対する輸出又は提供に係る当事者（以下「輸出当事者」という。）が輸出許可申請等の必要な手続を行う。かかる場合、利用者及び機構は、自らが提供した秘密情報又は技術情報について、輸出当事者の求めに応じ、輸出関連法に基づく輸出許可申請を必要とするか否かの情報提供等を行う等、輸出当事者が輸出許可申請等の必要な手続を行うために協力するものとする。

第 21 条（遅延損害金）

利用者が、本契約に基づき支払うべき金銭債務を支払約定期間の末日までに支払わないとき

は、当該債務額に、支払約定期間の末日の翌日から納付がなされた日までの日数に応じ、支払約定期間の末日において有効な民法の定める法定利率を乗じて得られる額を、遅延損害金として機構に支払う。

第 22 条（金銭債務の端数処理）

機構又は利用者は、損害賠償金又は遅延損害金の総額が 10,000 円未満である時は、相互にこれを支払わないものとし、その額に 1,000 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第 23 条（実施期間）

1. 本契約は、契約締結日より発効するものとし、その実施期間の終期は、●年●月●日までとする。但し、機構及び利用者は、第 10 条及び第 11 条に定めるところにより、本契約の実施期間の延長又は本契約の解約若しくは解除を行うことができる。
2. 本契約の終了原因に関わらず、第 15 条については、本契約終了後 5 年間は有効とし、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、本条、第 24 条及び第 25 条については本契約終了後も引き続き効力を有する。

第 24 条（契約に関する疑義の解決）

本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義は、両者協議の上、解決するものとする。

第 25 条（準拠法・紛争解決）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 利用者と機構との間の本制度の利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、機構、利用者双方の代表者が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。なお、電子契約の場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、機構及び利用者は電子署名を行うものとし、その電磁的記録を双方保有する。

年 月 日

機構：茨城県つくば市千現2丁目1番地1号
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 ●●●●

利用者：

(別紙 1)

国際宇宙ステーション契約に関する特約条項

「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」が適用される参加国及び参加主体に対する適用

(総則)

第1条 利用者は、契約の履行に当たっては、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」(平成13年条約第2号。以下「新協定」という。)に準拠して定めるこの特約条項に従うものとする。

(定義)

第2条 この章における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「日本国政府」には、機構を含む。
- (2)「参加国」とは、ベルギー王国、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びに新協定第25条3の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の国のうち、新協定が効力を生じた締約国、カナダ、ロシア連邦及びアメリカ合衆国をいう。「参加国」には、各参加機関の協力機関即ち、カナダ政府についてはカナダ宇宙庁を、前段に掲げる欧州諸国政府については欧州宇宙機関を、ロシアについてはロシア航空宇宙庁を、また、アメリカ合衆国については航空宇宙局を含む。
- (3)「参加主体」とは、カナダ政府、前号に掲げる欧州諸国政府及び新協定第25条3の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の政府であって一の参加主体として集团的に行動するもの、ロシア連邦政府並びに合衆国政府をいう。
- (4)「国際宇宙ステーション」とは、新協定付属書に掲げるすべての要素(新協定に定めるところに従い、発展を通じ国際宇宙ステーションに追加されるすべての能力を含む。)をいう。
- (5)「関係者」とは、次の者をいう。
 - ① 参加国又は日本国政府との契約者又はその再委託・下請契約者(あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。)
 - ② 参加国又は日本国政府にとっての利用者又は顧客(あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。)
 - ③ 参加国又は日本国政府にとっての利用者若しくは顧客(あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。)との契約者又はその再委託・下請契約者(あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。)

約者を含む。)

この(5)の規定は、いずれかの国又はその政府機関若しくは団体であって、上の①から③までのいずれかの者と同一の形態により参加国との関係を有するもの又はその他の形態により本条(7)に定義する「保護される宇宙作業」の実施に従事するものについても適用する。「契約者」及び「再委託・下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

(6)「損害」とは、次のものをいう。

- ① 人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡
- ② 財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失
- ③ 収入又は収益の喪失
- ④ 他の直接的、間接的又は二次的な損害

(7)「保護される宇宙作業」とは、新協定、了解覚書(国際宇宙ステーションのための協力に関するNASAとカナダ宇宙庁との間、NASAと欧州宇宙機関との間、NASAと日本国政府との間及びNASAとロシア航空宇宙庁との間の了解覚書をいう。)及び実施取決め(了解覚書を実施するためのNASAと他の協力機関との間の二者間又は多数者間の取決めにいう。)の実施として地球上若しくは宇宙空間で行い又は地球と宇宙空間との間を移動中に行う打上げ機、国際宇宙ステーション及び搭載物に係るすべての活動をいう。「保護される宇宙作業」には、少なくとも次の活動を含む。

- ① 打上げ機、移動機、国際宇宙ステーション、搭載物又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務の研究、設計、開発、試験、製造、組立て、インテグレーション、運用又は利用
- ② 地上支援、試験、訓練、シミュレーション、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動

なお、ここでいう「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体(若しくはその一部)であって、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。また、「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産及び国際宇宙ステーション上に搭載され又は国際宇宙ステーション上で使用されるすべての財産をいう。

「保護される宇宙作業」には、新協定に定めるところに従い、国際宇宙ステーションの発展に係るすべての活動を含む。

「保護される宇宙作業」には、搭載物を国際宇宙ステーションから回収した後地上で行う活動であって、新協定の実施としての国際宇宙ステーション関連活動以外の活動における使用を目的として当該搭載物の生産物又は当該搭載物内の作業方法を更に開発するために行うものを含まない。

(損害賠償に係る請求の放棄)

第3条 国際宇宙ステーションを通じての宇宙空間の探査、開発及び利用への参加を助長するため、損害賠償責任に関する請求の参加国、日本国政府及び関係者による相互放棄を確立するという

新協定第16条の目的に鑑み、利用者は、「保護される宇宙作業」から生ずる損害についての請求であって、次の(1)から(3)までに掲げる者に対するものをすべて放棄するものとする。但し、この放棄は、損害を引き起こした者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。この放棄は、当該請求の法的基礎がいかなるものであるかを問わないものとする。

- (1) 参加国
- (2) 参加国の関係者
- (3) (1)又は(2)の被雇用者

2. 前項の規定にかかわらず、この放棄は次の請求には適用しないものとする。

- (1) 日本国政府又はその関係者に対する請求
- (2) 自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくはそれぞれの代位権者(代位権者が参加国である場合を除く。)によって行われる請求
- (3) 故意によって引き起こされた損害についての請求
- (4) 知的所有権に係る請求
- (5) 参加国が責任に関する相互放棄を第4項に従って自己の関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求

3. この契約期間中に利用者が生じた損害については、この契約の終了後においても前二項の規定を適用するものとする。

4. 利用者は、この契約業務を第三者に再委託し又は下請させる場合には、当該第三者との契約により、当該第三者に対し、この条において利用者がなすところと同じ内容の請求放棄を行うよう措置するものとする。この場合には、利用者は、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しを機構に提出し、その確認を得るものとする。当該業務に関し更に再委託又は下請(あらゆる段階の再委託又は下請を含む。)が行われる場合には、本項第1文及び第2文に定める利用者の再委託又は下請の例によるものとし、利用者はこのために必要な措置を講ずるものとする。

(データ及び物品の保護)

第4条 利用者は、参加主体がその協力機関を通じ新協定第19条に基づき日本国政府に移転した技術データ及び物品(以下「技術データ等」という。)のうち、当該協力機関により輸出管理上又は所有権的権利上保護されるべき技術データ等について、日本国政府並びにその契約者及び再委託・下請契約者が当該技術データ等を利用するに当たっての具体的な条件を示すため、表示その他の方法による特別の指定(以下「表示等」という。)が行われているものを、この契約

の目的のために機構を通して二次的に移転されたときには、当該表示等に示されている条件に従って取り扱うものとし、また、次の(1)及び(2)に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、利用者は、機構から表示等が付されていない技術データ等の移転を受けた場合には、国内法令等によって別段の制限を受ける場合を除くほか、制限を受けることなく利用することができる。

(1)利用者は、技術データ等についての管理及び取扱い規則を定め、機構の承認を得ること。

(2)利用者は、機構から技術データ等の移転を受けた場合には、その都度、速やかに管理責任者並びに使用場所等、管理及び取扱いに必要な事項を機構に報告すること。

2. 利用者は、表示等が付された技術データ等をこの契約の目的以外に利用、複写又は開示しようとする場合、または、第三者に利用させようとする場合には、機構を通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合に限り、これらのために技術データ等を利用できるものとする。ここにいう「第三者」には、第5項に規定する再委託契約者及び下請契約者は含まないものとする。
3. 機構は、第1項に定める利用者の義務の履行を確認するため、報告の徴収又は立入検査等の必要な措置をとることができる。この場合、利用者はこれに協力しなければならない。
4. 利用者は、この契約の期間中に機構から移転を受けた技術データ等については、この契約の終了後においても、前各項の規定に従い取り扱うこととする。但し、機構を通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合はこの限りではない。
5. 利用者は、この契約業務を第三者に再委託し又は下請させる場合には、当該第三者との契約により、この条において利用者について規定するところと同じ内容の義務を当該第三者が遵守するよう措置するものとする。この場合には、利用者は、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しを機構に提出し、その確認を得るものとする。当該業務に関し更に再委託又は下請(あらゆる段階の再委託又は下請を含む。)が行われる場合には、本項第1文及び第2文に定める利用者の再委託又は下請の例によるものとし、利用者はこのために必要な措置を講ずるものとする。
6. 本契約における「宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文(昭和44年7月31日付)」等に基づきアメリカ合衆国から輸入した技術又は機器に関する秘密保全に関する規定は、新協定に基づき受領した技術データ等については適用しない。

(特約条項の優先)

第5条 この特約条項に本契約と異なる定めがある場合には、特約条項の定めるところによる。

(疑義等の解決)

第6条 この特約条項に定める事項について生じた疑義については、新協定の趣旨に則り、利用

者と機構で協議の上解決するものとする。